

福島県建築関係工事特記仕様書【R7年1月版】

I 工事概要

1 工事名称

2 工事場所

3 建物概要

Table with 6 columns: 建物名称, 構造, 階数, 延面積 (㎡), 消防法施行令別表第1区分, 備考

※詳細は工事概要による。

4 電気設備工事概要

(本工事における工事種目ごとの概要を示すもので仕様を規定するものではない。○印を付けたものが該当項目となる)

Table detailing electrical equipment specifications including power supply, lighting, and control systems.

5 機械設備工事概要

(本工事における工事種目ごとの概要を示すもので仕様を規定するものではない。○印を付けたものが該当項目となる)

Table detailing mechanical equipment specifications including air conditioning, heating, and ventilation systems.

II 工事仕様

1 図面及び本特記仕様書に記載無き事項は、次による。

- List of specifications and references for drawings and items not mentioned in the main specifications, including building codes and standards.

2 項目は、番号の前に○印、または番号に○印の付いたものを適用する。

3 特記事項は、○印の付いたものを適用する。○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。

4 形状寸法の単位は、特記した場合を除きミリメートルとする。

5 各章の特記事項欄にある【黒：】と表示されているものは、「建築関係工事共通仕様書」を示し、()書きは「公共建築工事標準仕様書」を示し、()書きは「公共建築改修工事標準仕様書」の章・節・項番号である。

6 本特記仕様書に選択項目がない場合は、空欄等に仕様を記載する。

Main table with 2 columns: 項目 (Item) and 特記事項 (Remarks). It details construction standards, conditions, and specific notes for various tasks like foundation, electrical, and mechanical work.

Table with 2 columns: 一般共通事項 (General Common Items) and 仮設工事 (Temporary Construction). It lists common requirements and specific rules for temporary structures and site safety.

Table for construction management and safety, including sections for '完成時の提出書類' (Documents to be submitted at completion), '完成図(施工図及び施工計画書を除く)' (Completion drawings), '設計CADデータ貸与' (CAD data loan), and '工事検査' (Construction inspection).

1 防水改修工事	1 降雨等に対する養生方法(とい共)	※改修標準仕 3.1.3(5) (7)~(9) による ()	[3.1.3]
	2 既存防水の処理	既存保護層の撤去 ・ 行う (範囲・図示による) () ・ 行わない () 既存防水層の撤去 ・ 行う (範囲・図示による) () ・ 行わない () 露出防水層表面の仕上げ塗装除去 ・ 行う (M4AS ・ M4AS I ・ M4C ・ M4DI ・ L4X) () ・ 行わない ()	[3.2.3~4] [3.2.6]
	3 既存防水層の地下補修	補修箇所形状、長さ、数量等 ※ 図示による ()	[3.2.6]
	4 アスファルト防水	施工箇所 防水改修工法の種類 [表3.1.1] [3.3.3] [表3.3.3~表3.3.10] 新規防水層の種類 屋根保護(露出)防水断熱工法の断熱材厚さ ※ 25 () 材質 () 防水立上り部の保護の方法 ・ 乾式保護材 (性能は建築材料等品質性能表による) [3.3.2~3] [3.3.5] [表3.3.3~表3.3.10] ・ セメントれんが () ・ ()	[表3.1.1] [3.3.3] [表3.3.3~表3.3.10] [3.3.2] [3.3.2~3] [3.3.5] [表3.3.3~表3.3.10]
	5 改質アスファルトシート防水	施工箇所 工法 新規防水層の種類 仕上塗料 工法 AS - ※カラー・シルバー 工法 AS - ※カラー・シルバー	[表3.1.1] [3.4.2~3] [表3.4.1~3]
	6 合成高分子系ルーフィングシート防水	施工箇所 工法 新規防水層の種類 仕上塗料 工法 S - ・カラー・シルバー 工法 S - ・カラー・シルバー	[表3.1.1] [3.5.2~3] [表3.5.1~2]
	7 塗膜防水	施工箇所 工法 新規防水層の種類 仕上塗料 ・ POX工法 ・ X-1 ・ カラー ・ シルバー ・ L4X工法 ・ X-2 ・ カラー ・ シルバー ・ PIY工法 ・ Y-2 ・ カラー ・ シルバー ・ P2Y工法 ・ Y-2 ・ カラー ・ シルバー 既存塗膜防水表面の仕上げ塗装(L4X工法)除去する (・ デッキブラシで水洗い ※ 高圧水洗浄)	[表3.1.1] [3.6.3] [表3.6.1~2] [3.2.6]
	8 脱気装置	※ 主材料製造所の指定する製品 ()	[3.3.3] [3.4.3] [3.5.3]
	9 ルーフドレン	材質 ※ 改修標準仕 表3.8.1 による () ※ 図示による ()	[3.8.2] [表3.8.1]
	10 改修用ドレン	・ 設ける (POAS, POASI, POD, PODI, POS, POSI, POX工法の場合) 主材料製造所の指定する製品 ()	[3.2.5]
	11 シーリング	シーリング改修工法の種類 ・ シーリング充填工法 [3.7.4] ・ シーリング再充填工法 [3.7.5] ・ 拡張シーリング再充填工法 [3.7.6] ・ ブリッジ工法 [3.7.7] ・ ボンドプレーカー張り ・ エッジング材張り 施工箇所 シーリング材の種類(記号)	[3.1.4] [表3.1.2] [3.7.4] [3.7.5] [3.7.6] [3.7.7]
	12 とい	接着性試験 ・ 簡易接着性試験 (部位) () ・ 引張接着性試験 (部位) () ・ 2面接着とする範囲 ※ 「金属と金属」及び「金属とガラス」 ()	[3.7.8]
	13 アルミニウム製窓木	部材の種類 ・ 押出し250形 ・ 押出し300形 ・ 押出し350形 ・ 板折り曲げ形 (本体幅(mm) () , 板厚(mm) ※ 2 ・ ()) 表面処理 表面処理の種類 ※ 改修標準仕 表5.2.2による () 笠木の地下補修 ・ 行う () ・ 行わない () ・ 行う場合の工法 ※ 図示による ()	[3.9.2] [表3.9.1] [3.9.2] [表5.2.2] [3.9.3]
	14 防水施工標準	※ 適用する () ・ 適用しない () ※ 表示内容は監督員と協議による	

2 外壁改修工事	1 ひび割れ部改修工法 ・ コンクリート打放し仕上げ ・ モルタル塗り仕上げ ・ タイル張り仕上げ	※ 樹脂注入工法 [4.1.4] [4.2.2] [4.3.4] 注入工法の種類 ※ 自動式低圧エポキシ樹脂注入工法 ※ 200~300 () ・ () 注入材料 ※ 建築補修用注入エポキシ樹脂 (JIS A6024の低粘度形又は中粘度形) コア抜き取り検査 ・ 行う () ※ 行わない () ・ Uカットシーリング材充填工法 [4.1.4] [4.2.2] [4.3.5] 充填材料 ・ シーリング材 ※ 1成分形又は2成分形 ポリウレタン系シーリング材 ・ 可とう性エポキシ樹脂 ・ シール工法 [4.1.4] [4.2.2] [4.3.6]	[4.1.4] [4.2.2] [4.3.4] [4.1.4] [4.2.2] [4.3.5] [4.1.4] [4.2.2] [4.3.6]
	2 欠損部改修工法 ・ コンクリート打放し仕上げ ・ モルタル塗り仕上げ ・ タイル張り仕上げ	※ 充填工法 [4.1.4] [4.2.2] [4.3.3] [4.3.7] 材 料 ※ エポキシ樹脂モルタル ・ ポリマーセメントモルタル	[4.1.4] [4.2.2] [4.3.3] [4.3.7]
	3 浮き部改修工法 ・ モルタル塗り仕上げ ・ タイル張り仕上げ	工 法 アンカーピン本数(本/㎡) 注入口の箇所数(箇所/㎡) 充填量(ml/箇所) 注入量(ml/箇所) ・ アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 ※ 16 ※ 25 ※ 25 ※ 25 ・ アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法 ※ 13 ※ 20 ※ 12 ※ 20 ※ 25	[4.1.4] [4.4.10~15] [表4.4.3~4]
	4 モルタル塗替え	アンカーピン 材質 ※ ステンレスSUS304、呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工したもの () 注入口付アンカーピン 材質 ※ ステンレスSUS304、呼び径外径6mm () ポリマーセメントスラリー () モルタル ※ 改修標準仕 4.2.2(7) による () 吸水調整材 () 既製目地材 ・ 使用する () ・ 使用しない ()	[4.2.2] [4.2.2] [4.2.2] [4.2.2] [4.4.9]
	5 タイル張り	タイルの種類 施工箇所 形状・寸法 吸水率による区分 I類 II類 III類 うわぐすり 役物 色 再資源化タイル 備考 試験張り ・ 行う ※ 行わない () 見本焼き ・ 行う ※ 行わない ()	[4.2.2]
	6 下地処理	・ タイル部分張替え工法 ・ タイル張替え工法 [4.5.7~8] 張付け材料の種類 品質・規格等 ※ ポリマーセメントモルタル 性能は建築材料等品質性能による モルタル タイル張りの工法 外装タイル ・ 密着張り ・ 改良圧着張り ・ 改良覆上げ張り 外装ユニットタイル ・ マスク張り ・ モザイクタイル張り ・ 有機系接着剤 JIS A 5567 「外装タイル張り用有機系接着剤」による 裏返し高さ、裏面反り () ・ 使用量 (kg/m2) 伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地 位置 ※ 改修標準仕 表4.5.1 による () ※ 図示による () 目地寸法 ※ 改修標準仕 3.7.3 による () タイル張り下地等の均しモルタルの接着力試験 ・ 行う () ・ 行わない ()	[4.5.7~8] [4.6.3]
	7 仕上塗料仕上げ	下地調整 ※ 下地調整塗料を使用 () ・ ポリマーセメントモルタルを使用 () ・ 防水形仕上げ塗料主材を使用 () ・ 仕上塗料における防火材料の指定 [4.2.2] ・ 薄付け仕上塗料 [4.1.5] [4.2.2] [表4.2.4] 呼び名 仕上げの形状 工 法 備考 ・ 外装薄塗材E ・ 砂壁状 吹付け () ・ 外装薄塗材S ・ 砂壁状 () ・ () () () ・ 厚付け仕上塗料 [4.1.5] [4.2.2] [表4.2.4] 呼び名 仕上げの形状 工 法 備考 ・ () () () () ・ 複層仕上塗料 [4.1.5] [4.2.2] [表4.2.4~5] 呼び名 仕上げの形状 工 法 備考 ・ 複層塗材CE ・ ゆず肌状 ローラー 上塗材 () ・ 可とう形複層塗材CE ※ 水系アクリルつやあり () ・ 複層塗材E ・ 凸部処理 吹付け () ・ 複層塗材RE ・ 凹凸模様 () ・ () () () ・ 防水型複層塗材CE ・ ゆず肌状 ローラー 上塗材 () ・ 防水型複層塗材E ・ 凸部処理 吹付け () ・ 防水型複層塗材RE ・ 凹凸模様 () ・ 防水型複層塗材RS ()	[4.1.5] [4.2.2] [表4.2.4] [4.1.5] [4.2.2] [表4.2.4] [4.1.5] [4.2.2] [表4.2.4~5]

3 建具改修工事	1 改修工法	・ かぶせ工法 ・ 撤去工法 ・ 図示による [5.1.3] 新規に建具を設ける場合の、壁部分の開口の開け方及び周囲の補修工法並びにその範囲は、図示による	[5.1.3]
	2 防火戸	・ 適用する (図示による) ・ 適用しない ()	[5.1.4]
	3 アルミニウム製建具	種 別 外部に面する建具 内部建具 ・ 普通サッシ ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ 防音サッシ 遮音性の等級 () ・ 断熱サッシ 断熱性の等級 () ・ () () 表面処理 外部に面する建具 ・ BA-1種 ・ BA-2種 ・ BB-1種 ・ BB-2種 () 内部建具 ・ BC-1種 ・ BC-2種 () 結露水の処理方法 ※ 図示による ()	[5.2.4~2] [表5.2.1~2]
	4 樹脂製建具	種 別 外部に面する建具 内部建具 ・ 普通サッシ ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ 防音サッシ 遮音性の等級 () ・ 断熱サッシ 断熱性の等級 () ・ () () ガラス ・ 単層ガラス ※ 複層ガラス ・ 三重ガラス () 表面色 ※ 標準色 ・ 特注色	[5.2.2~4] [表5.3.1~3]
	5 網戸等	種 別 材質 線径 網目 ・ 防虫網 ・ 合成樹脂製 ※ 0.25mm以上 ※ 16~18メッシュ () ※ ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ ステンレス(SUS316)製 ・ 防鳥網 ※ ステンレス(SUS304)製 ※ 1.5mm ※ 寸法は、15mm ※ 外面納まりの可動式 ()	[5.2.3]
	6 鋼製建具	種 別 簡易気密型ドアセットの性能 外部に面する建具の耐風圧性能 鋼板の厚さ 鋼板の種類及びめっきの付着量 ・ 標準型建具 ・ 表5.4.1を適用 () ・ S-4 () ・ () ・ S-5 () ・ 標準型建具以外建具 ・ 表5.4.1を適用 () ・ S-4 () ・ () ・ S-5 () ・ 図示による () ※ Y08	[5.4.2~4] [表5.4.1~2]
	7 鋼製軽量建具	種 別 簡易気密型ドアセットの気密性の等級 戸の鋼板 鋼板の厚さ ・ 標準型建具 ・ A-3 () ※ 溶融亜鉛めっき鋼板 ・ () ・ ビニル被覆鋼板 ・ カラー鋼板 ・ 標準型建具以外建具 ・ A-3 () ※ 溶融亜鉛めっき鋼板 ・ () ・ ビニル被覆鋼板 ・ カラー鋼板 召合せ、縦小口包み板等の材質は、建具製作所の仕様による	[5.5.2~4] [表5.5.1]
	8 ステンレス建具	鋼板 (屋外) ※ SUS304 ・ SUS430J1L ・ SUS443J1 [5.6.3] (屋内) ・ SUS304 ・ SUS430J1L ・ SUS443J1 ・ SUS430 表面の仕上げ ※ HL仕上げ ・ 鏡面仕上げ [5.6.4] 曲げ加工 ※ 普通曲げ ・ 角出し曲げ(補強あり) [5.6.5]	[5.6.3] [5.6.4] [5.6.5]
	9 木製建具	建具材の含水率 ・ A種 ※ B種 ・ C種 (標仕16.7.2) (標仕表16.7.1) ・ フラッシュ戸 (標仕16.7.2~4) (標仕表16.7.5~7) 表面材の合板の種類 規格等 備考 ※ 普通合板 表面材の種類 生地、透明塗料塗り (※ ラワン程度 ()) 不透明塗料塗り (※ しな程度 ()) 板面の品質 (・ 1類 ・ 2類) 接着の程度 () ・ 天然木 樹種名 () 化粧合板 接着の程度 (・ 1類 ・ 2類) ・ 特殊加工 化粧加工の方法 (・ オーバーレイ ・ プリント ・ 塗装) 表面性能 () タイプ 接着の程度 (・ 1類 ・ 2類) 表面板の厚さ ※ 標仕 表16.7.6 による ()	[5.6.3] [5.6.4] [5.6.5] [5.6.2~4] [表5.5.1] [5.6.3] [5.6.4] [5.6.5] [5.6.2~4] [表5.5.1] [5.6.3] [5.6.4] [5.6.5]
	10 建具用金物	・ マスターキー () ・ 製作する (・ 新規 ・ 既存に合わせる) ・ 製作しない () ・ 鍵箱 () 鋼製既製品とし、監督員の承認による ※ その他の金物 ※ 図示による	[5.7.2~4] [表5.7.1~2]
	11 重量シャッター	種 別 シャッターケース 耐風圧性能 開閉形式 備考 ・ 管理用シャッター ・ 設ける () ・ 50 ※ 上部電動式 (手動併用) ※ 危害防止機構 ・ 設けない () ・ 80 ※ 障害物感知装置 (自動閉鎖型) ・ 防火シャッター(外部用) ※ 設ける () ・ 120 ・ 上部手動式 (シャッターの二段降下方式) ・ 防火シャッター(内部用) () ・ 防塵シャッター 電動式の場合の電源 ※ 三相 200V 0.75Kw以下(過電流保護装置付) () 工事範囲 一次側配線は別途工事とし、開閉機構以降の二次側配線は本工事に含む スラット及びシャッターケース用鋼板の種類 ・ JIS G 3302 ・ JIS G 3312 ただし、めっきの付着量はZ12又はF12とする	[5.10.2~4]
	12 軽量シャッター	開閉形式 シャッターケース 耐風圧性能 スラット 備考 ※ 手動式 ※ 設ける () ・ 50 ※ インター 形状 ガイドレール ・ 上部電動式 (手動併用) ・ 設けない () ・ 65 ※ ロッキング形 (Z06又はF06) 材質(めっきの量) 座板の材質 ・ () ・ 80 ・ オーバー ・ JIS G 3322 (SUS304) ・ () ラッピング形 (AZ90) (溶融亜鉛めっき鋼板)	[5.11.2~4]

3 器具改修工事

13 オーバーヘッドドア [5.12.2~4]

セクション材料	耐風圧性能	開閉方式	収納形式	ガイドレールの材質
※ スチールタイプ ・ アルミニウムタイプ ・ ファイバーグラスタイプ	・ 50 ・ 75 ・ 100 ・ 125 ・ ()	※ バランス式 ・ チューン式 ・ 電動式	・ スタンダード形 ・ ローヘッド形 ・ ハイリフト形 ・ パーチカル形	・ ステンレス鋼板 (SUS304) ※ 溶融亜鉛めっき鋼板

電動式の場合は、障害物感知装置を設けるものとする

16 ガラス [5.13.2]

・ フロート板ガラス 厚さは、図示による
・ 型板ガラス 厚さ及び品種は、図示による
・ 網入板ガラス 厚さ及び品種は、図示による
・ 練入板ガラス 厚さ及び品種は、図示による
・ 合わせガラス 材料、厚さの組合せ、合計厚さ及び特性による種類は、図示による
・ 強化ガラス 材料による名称、呼び厚及び特性による種類は、図示による
・ 倍強度ガラス 材料板ガラスの種類及び厚さによる種類は、図示による

・ 熱線吸収板ガラス [5.13.2]

種類	厚さ(mm)	性能	色調
※ 熱線吸収フロート板ガラス ・ ()	・ ()	・ 1種 ・ 2種	・ ブルー ・ グリーン ・ ()

・ 複層ガラス [5.13.2]

種類	断熱性、日射熱遮へい性
・ 断熱複層ガラス ・ 日射熱遮へい複層ガラス	・ 1種、U1 ・ 2種、U2 ・ 3種、U3-1 ・ 4種、B4 ・ 5種、B5

・ 熱線反射ガラス [5.13.2~4]

種類	厚さ(mm)	日射熱遮へい性、耐久性	反射皮膜面	色調
・ フロート板ガラス ※ 熱線吸収フロート板ガラス ・ 平面強化ガラス ・ ()	・ 6 ・ 8 ・ 10 ・ 12	・ 1種、A類 ・ 2種、A類 ・ 2種、B類 ・ 3種、B類	※ 内面 ・ 外面	・ ブルー ・ ブロンズ ・ グレー ・ シルバー ・ ()

映像調整 ・ 行う ・ 行わない

ガラス溝の寸法等 ・ 図示による ・ 改修標準 図5.13.1 による [5.13.3]

17 ガラス留め材 [5.13.2]

器具の種類	材種
アルミニウム製 鋼製、ステンレス製	※ シーリング材(SR-1) ※ シーリング材(SR-1) ・ ガスケット(グレイジングチャンネル形)

18 ガラスブロック積み [5.13.5]

JIS A 5212 による	表面形状	寸法	厚さ	色調	防火認定	備考
				・ クリア ・ カラー()	・ なし ・ 防火設備	表中に記載のない事項は、図示による

4 内装改修工事

6 パーティクルボード [6.5.2]

施工箇所	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分	厚さ	備考

7 木材保存剤 [6.5.5]

木材保護剤(木材の防霉・防蟻処理)は、非有機リン系とする

・ 種類 ()
・ 品質 ()

8 軽量鉄骨天井下地 [6.6.2]

野線等の種類
屋内(※ 19形 ・ 25形) 屋外(・ 19形 ※ 25形)

野線受、吊りボルト及びピンサートの間隔(屋外)
・ 図示による [6.6.3]

野線の間隔 ・ 図示による ・ () [6.6.3]

既存の埋込みインサート ・ 使用する ・ 使用しない [6.6.4]
あと施工アンカーの引抜き試験 ・ 行う ・ 行わない [6.6.4]
吊りボルトの間隔が900mmを超える場合の補強方法は、図示による [6.6.4]
吊りボルトの水平補強、斜め補強 [6.6.4]
天井のふとところが1.5m以上3.0m以下の場合 ※ 改修標準 6.6.4 による ・ 図示による [6.6.4]
天井のふとところが3.0mを超える場合 ※ 図示による [6.6.4]
耐震性を考慮した補強 ・ 行う(図示による) ・ 行わない [6.6.4]
屋外の軒天井、ピロティー天井等における耐風圧性を考慮した補強 ・ 行う(図示による) ・ 行わない [6.6.4]

9 軽量鉄骨壁下地 [6.7.2~3]

スタッド、ランナーの種類
・ 改修標準表6.7.1のスタッドの高さによる区分に応じた種類 ・ ()

10 ビニル床シート [6.8.2~3]

種類	JIS記号	色柄	特殊機能	厚さ	工法
・ 発泡層のないもの ・ 発泡層のあるもの	※ FS (複層ビニル床シート)	・ 無地 ・ マーブル柄	・ 帯電防止 ・ 耐動過重性 ・ 防汚性 ・ 耐薬品性	※ 2.0	※ 熱溶接 ※ 突付け

11 ビニル床タイル [6.8.2~3]

JIS記号	色柄	寸法	特殊機能	厚さ
・ FT (複層ビニル床タイル)	・ 無地 ・ 柄物	※ 300角 ・ 450角	・ 帯電防止 ・ 防汚性	※ 2.0 ・ 2.5 ・ 3.0
・ KT (コンポジションビニル床タイル)	・ 無地 ・ 柄物	・ 300角 ・ 450角	・ 帯電防止 ・ 防汚性	・ 2.0 ・ 3.0
・ FOA (重敷きビニル床タイル)	・ 無地 ・ 柄物	・ 300角 ・ 450角	・ 帯電防止 ・ 防汚性	・ ()

12 ビニル幅木 [6.8.2]

厚さ	高さ
※ 2.0	※ 60 ・ 75 ・ 100

13 カーペット敷き [6.9.2~3] [表6.9.2]

寸法	総厚さ	色柄	備考
・ 500角 ・ ()	・ 6.5	・ 無地 ・ 柄物	帯電防止及び防汚加工品

敷き方
平場 ※ 市松敷き ・ 模様流し ・ ()
階段部分 ・ 市松敷き ※ 模様流し ・ ()
取付け用付属品は、監督員との協議による

14 合成樹脂塗床 [6.10.2~3] [表6.10.1~2] [表6.10.4~7]

施工箇所	種別	工法	仕上げの種類
・ 弾性ウレタン塗床 ・ エポキシ樹脂系塗床			・ 平滑仕上げ ・ 防汚仕上げ ・ つや消し仕上げ
			・ 薄膜流し延べ ・ 厚膜流し延べ ・ 樹脂モルタル

15 フローリング張り [6.11.2~6] [表6.11.1] [表6.11.3] [6.11.6]

種類	工法	樹種	厚さ	大きさ	仕上げ
・ フローリングボード ・ (根太張り) ・ (直張り) ・ 接着工法	・ 釘留め工法 ・ (根太張り) ・ 釘留め工法 ・ (直張り) ・ 接着工法	※ 桧 ・ なら	・ 15	板幅75 板長さ500以上	・ 塗装品 ・ 無塗装品
				板幅75 板長さ300以上	
				板幅75 板長さ300以上	
・ フローリングブロック	・ モルタル埋込み工法	・ なら	・ 15	※ 303角 ・ ()	・ 塗装品 ・ 無塗装品
・ モザイクパーケット	・ 接着工法	・ ()	・ ()	・ ()	・ 塗装品 ・ 無塗装品

接着工法の場合の継ぎ材 ・ 合成樹脂発泡シート ・ ()

4 内装改修工事

16 タイル張り [6.16.2]

伸縮調整目地の寸法 [6.16.2]
※ 改修標準 3.7.3 による ・ 図示による

タイルの種類 [6.16.3]

施工箇所	形状・寸法	表裏面による区分	うわぐすり	役物	色	再資源化	備考
		I類 II類 III類	珪酸 無珪酸	有 無	標準 特注	化 タイル	
試験張り	・ 行う	・ 行わない	見本焼き	・ 行う	・ 行わない		

壁タイル張りの工法 [6.16.3] [表6.16.4]
※ 改修標準 表6.16.4 による ・ ()

内装壁タイル接着剤張り [6.16.4] [表6.16.5]
・ 有機質接着剤(タイプI) 施工箇所(浴室)
・ 有機質接着剤(タイプII) 施工箇所(便所、湯沸室)

17 セルフレベリング材塗り [6.17.2] [6.17.3]

種類 (・ セッコウ系) ・ セメント系

塗厚 ()

18 仕上塗材仕上げ [6.17.2] [6.17.3]

・ 薄付け仕上げ塗材 (標準15.6.2) (標準表15.6.1)

呼び名	仕上げの形状	工法	備考
・ 内装薄塗材E ・ 内装薄塗材W	・ 砂壁状じゅらく ・ 京壁状じゅらく	吹付け	

・ 軽量骨材仕上げ塗材 (標準15.6.2) (標準表15.6.1)

呼び名	仕上げの形状	工法	備考
・ 吹付用軽量塗材E ・ こて塗用軽量塗材	・ 砂壁状 ・ 平たん状	吹付け こて塗り	

19 フリーアクセスフロア (標準20.2.2)

構造	パネル構造	溝構造
寸法(mm)	※ 450角以上600角以下	
高さ(mm)	※ 100	※ 110 (床版から仕上材天端までの寸法)
耐震性能	・ 1.0G	・ 0.6G
所定荷重(N)	※ 3000	・ 5000
表面仕上げ材	※ タイルカーペット	・ 帯電防止床タイル
床パネルの材質	※ アルミ合金ダイカスト製、スチール製又は複合材等	
構造材の材質	・ アルミニウム製	・ 鋼製(仕上げ)
配線取り出しパネル	フリーアクセスフロア全体面積に対する設置割合 ・ 20~30%	
配線取り出し開口	・ パネル1枚につき、40mm×80mm程度の開口1箇所以上 ・ 図示による	
空調用吹き出し(吸い込み)パネル	・ なし ・ あり(形式及び施工箇所等は、図示による)	
ローリング性能	※ 適用しない	・ 適用する(適用室)

20 可動間仕切 (標準20.2.3)

構造形式	構成基材の種類	総厚さ(mm)	遮音性(dB)	
・ スタッド式(内蔵) ・ スタッド式(露出) ・ パネル式 ・ スタッドパネル式	スタッド	パネル		
	・ アルミ	・ 木質系	※ 30以上	・ 0
	・ スチール	・ スチール系	・ ()	・ 12
		・ ガラス系	※ 60以上	・ 20
	・ アルミニウム合金系	・ ()	・ 28	
			・ 36	

21 移動間仕切 (標準20.2.4)

操作方法	圧縮装置	総厚さ(mm)	表面仕上げ材	遮音性(dB/500Hz)	
・ 手動式 ・ 電動式 ・ 部分電動式	圧縮装置	総厚さ(mm)	表面仕上げ材	遮音性	
	・ プッシュ式	※ 60程度	・ 鋼板	※ 焼付塗装 ・ 紙張り	・ 36未満 ・ 36以上
	・ ハンドル式	・ 100程度			

表面仕上げ材の厚さ ・ 0.6 ・ 0.8 ・ ()
パネル内に取り付ける建具 ・ あり(図示による) ・ なし

22 トイレブース (標準20.2.5)

表面材の種類	脚部の形状	形状	ドアエッジ
※メラミン樹脂系化粧板 ・ ポリエステル樹脂系化粧板	※ 幅木タイプ	・ 標準 ・ R	・ アルミニウム製 ※ ステンレス製 ・ 表面材と同等

23 視覚障がい者用床タイル

種類	寸法(mm)	厚さ(mm)
・ 塩化ビニル製 ・ 磁器質タイル ・ レンジコンクリート製	・ 300角	・ 7.0
・ 磁器質タイル ・ レンジコンクリート製	・ セット器質タイル ・ コンクリート製	

ブロックパターンはJIS T 9251による

24 階段滑り止め (標準20.2.6)

材種	幅(mm)	取付工法
・ ステンレス製(SUS304)	ビニルタイヤ入り ※ 35	※ 接着工法 ・ ()

25 床目地棒 (標準20.2.7)

床仕上げの異なる箇所には目地棒を入れる。
※ ステンレス製 □型(幅40程度 α1.5)
※ ステンレス製 5×12 ・ 黄銅製 6×12

26 階段手すり

材種	表面仕上げ	直径(mm)	備考
・ タモ ・ ステンレスパイプ ・ 鋼製パイプ ・ ビニル製ハンドレール	・ クリアラッカー ・ HL ・ EP-G ・ SOP	・ 35 ・ 45 ・ ()	・ 1段手すり ・ 2段手すり 指づめ防止材共

27 ブラインド [2.3.1] [5.1.6] (標準20.2.12)

形式	※ 横型ブラインド	・ 縦型ブラインド
開閉方式	※ ギヤ式	・ コード式
スラットの幅	※ 25	・ 35
	・ ()	・ 80
		・ 100

4 内装改修工事

1 改修範囲 [6.1.3]

既存間仕切壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井、壁、床の改修範囲 ※ 図示による

天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井の改修範囲 ※ 図示による [6.1.3]

天井の撤去に伴う取合部の壁面の改修 ※ 図示による [6.1.3]

2 既存床の撤去及び下地補修 [6.2.2]

ビニル床シート等の除去 [6.2.2]

※ 仕上材のみ(接着剤とも) ・ 下地モルタルとも (・ 図示による ・ 除去範囲全て)

合成樹脂塗床材の除去工法 [6.2.2]

・ 機械的除去工法 ・ 目荒し工法
改修後の床の清掃範囲 ・ 図示による () [6.2.2]

3 既存壁の撤去及び下地補修 [6.3.2]

間仕切り壁撤去に伴う他の構造体の補修
・ 改修標準 4.4.9 によるモルタル塗り ()

4 接着剤

ホルムアルデヒド放散量 ※ F☆☆☆☆ ()
(帯電防止ビニル床タイル(重敷タイプ)の接着剤は、粘着はく離形とし、製造所の指定する製品とする)

5 木下地等 [6.5.1] [表6.5.1]

表面仕上げの程度 [6.5.1] [表6.5.1]
・ A種 ・ B種 ・ C種
防蟻処理 ・ 行う(適用範囲) ・ 行わない [6.5.5]

福島県〇〇建設事務所建築住宅課
電話〇〇〇-〇〇〇〇 FAX〇〇〇-〇〇〇〇
住所 〇〇市××町△△△1-1

建築士事務所名

設計者氏名

印

工事名称

図面名称

建築改修工事特記仕様書(2)

図面番号

4 内装改修工事	28 カーテン	<ul style="list-style-type: none"> 再使用する [2.3.1] [5.1.6] 新設する (20.2.14) (表20.2.1) <table border="1"> <thead> <tr> <th>形式</th> <th>開閉操作</th> <th>ひだの種類</th> <th>きれ地の種別 品質、特殊加工</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・シングル ・ダブル</td> <td>・片引き ・引分け</td> <td>※ 手引き ・ひも引き ・電動</td> <td>・フランスひだ ・箱ひだ、つまひだ ・プレーンひだ、片ひだ</td> </tr> </tbody> </table>	形式	開閉操作	ひだの種類	きれ地の種別 品質、特殊加工	・シングル ・ダブル	・片引き ・引分け	※ 手引き ・ひも引き ・電動	・フランスひだ ・箱ひだ、つまひだ ・プレーンひだ、片ひだ	7 環境配慮(グリーン)改修工事	<p>※ 福島県吹き付けアスベスト改修工事共通仕様書による。</p> <p>1 石綿含有吹付け材の処理</p> <p>とりにわし工事前に先立ち、石綿含有吹付け材の除去工事を行う。 [9.1.1]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>処理工法</th> <th>施工場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※ 除去処理 ・ 封じ込め処理</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>建築物などの保全技術・技術審査証明事業により証明された業者及び工法とする。</p> <p>分析による石綿含有調査 ※ 行う ・行わない</p> <p>※ 測定点(図示による) ・ 監督員との協議による</p> <p>※ プラスチック2重袋による密封処理 [9.1.3(2)(4)] ・ ()</p> <p>石綿含有建材の取り扱いについては、石綿障害予防規則(平成17年2月24日厚生労働省令21号)を遵守すること。</p> <p>2 石綿含有成形板の処理等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>石綿含有成形板の種類等</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・化粧せっこうボード</td> <td>・9.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ビニル床タイル</td> <td>・2.0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 特別管理産業廃棄物管理責任者</p> <p>石綿含有建材の除去工事にあたっては、元請けとして特別管理産業廃棄物管理責任者を配置するとともに石綿予防規則関係法令に従い、適切に施工すること。ただし、石綿含有成形板の処理工事を除く。</p> <p>特別管理産業廃棄物責任者 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第8項に基づく配置技術者 なお、主任技術者・監理技術者であることを要しない。</p> <p>4 断熱材</p> <p>外断熱及び断熱材打込み工法 [9.3.2] [9.5.2]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>種別</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>施工箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">・押出法ポリスチレンフォーム</td> <td>・保温板(2種b)</td> <td>・25</td> <td rowspan="2">・接合部分</td> </tr> <tr> <td>・保温板(3種b)</td> <td>・25</td> </tr> <tr> <td>・硬質ウレタンフォーム</td> <td>・</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>既存外壁の処置 [9.3.3]</p> <p>下地面の清掃 ・ 行う</p> <p>下地面欠損部の改修工法 ()</p> <p>通気層 ・ 有 (厚さ) ・ 無</p> <p>・断熱材現場発泡工法 [9.5.3]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>断熱性</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>施工箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・A種1</td> <td>・25</td> <td>※窓廻り等の断熱材補修部分、ルーフトレンドレンの床版下等、部分的に後張りとしなければならない箇所</td> </tr> <tr> <td>・A種2</td> <td>・</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・A種3</td> <td>・</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・B種1</td> <td>・</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・B種2</td> <td>・</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	処理工法	施工場所	※ 除去処理 ・ 封じ込め処理		石綿含有成形板の種類等	厚さ(mm)	備考	・化粧せっこうボード	・9.5		・ビニル床タイル	・2.0		種類	種別	厚さ(mm)	施工箇所	・押出法ポリスチレンフォーム	・保温板(2種b)	・25	・接合部分	・保温板(3種b)	・25	・硬質ウレタンフォーム	・			断熱性	厚さ(mm)	施工箇所	・A種1	・25	※窓廻り等の断熱材補修部分、ルーフトレンドレンの床版下等、部分的に後張りとしなければならない箇所	・A種2	・		・A種3	・		・B種1	・		・B種2	・	
	形式	開閉操作	ひだの種類	きれ地の種別 品質、特殊加工																																																					
	・シングル ・ダブル	・片引き ・引分け	※ 手引き ・ひも引き ・電動	・フランスひだ ・箱ひだ、つまひだ ・プレーンひだ、片ひだ																																																					
	処理工法	施工場所																																																							
※ 除去処理 ・ 封じ込め処理																																																									
石綿含有成形板の種類等	厚さ(mm)	備考																																																							
・化粧せっこうボード	・9.5																																																								
・ビニル床タイル	・2.0																																																								
種類	種別	厚さ(mm)	施工箇所																																																						
・押出法ポリスチレンフォーム	・保温板(2種b)	・25	・接合部分																																																						
	・保温板(3種b)	・25																																																							
・硬質ウレタンフォーム	・																																																								
断熱性	厚さ(mm)	施工箇所																																																							
・A種1	・25	※窓廻り等の断熱材補修部分、ルーフトレンドレンの床版下等、部分的に後張りとしなければならない箇所																																																							
・A種2	・																																																								
・A種3	・																																																								
・B種1	・																																																								
・B種2	・																																																								
29 カーテンレール	<ul style="list-style-type: none"> 再使用する [5.1.6] 新設する (20.2.14) <p>材質 ※ アルミニウム製及びアルミニウム合金の押出し成形板 (アルマイト仕上げ)</p> <p>・ ステンレス製</p> <p>形状 ・ 角形 ()</p>	<p>5 塗装改修工事</p> <p>1 材料</p> <p>ホルムアルデヒド放散量 ※ F☆☆☆☆ () [7.1.3]</p> <p>防火材料</p> <p>※ 屋内の壁、天井の塗装仕上げ材は防火材料とし、建築基準法に基づく基材同等の認定表示のあるものとする</p> <p>・ 次の箇所を除き防火材料とする (箇所:)</p> <p>2 下地調整</p> <p>図示による</p> <p>3 錆止め塗料塗り</p> <p>図示による</p> <p>4 塗装</p> <p>図示による</p>																																																							
30 カーテンボックス	<ul style="list-style-type: none"> 再使用する [5.1.6] 新設する <p>材質 ・ アルミニウム製既製品 (・ シルバー ・ 着色)</p> <p>・ 鋼製</p> <p>・ 木製</p>																																																								
31 コーナービート (壁ボード出隅保護金物)	<p>材質 ※ アルミニウム押出形材差込型 ()</p> <p>※ シルバー ()</p> <p>・ コーナー保護金物付きジョイントテープ</p>																																																								
32 天井見切縁	<p>材質 ・ アルミニウム押出形材 ※ 塩化ビニル製 ()</p> <p>施工箇所 ※ 図示による</p>																																																								
33 点検口	<table border="1"> <thead> <tr> <th>形式</th> <th>材質</th> <th>寸法</th> <th>形式</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">天井</td> <td>・ アルミニウム製</td> <td>・ 450角</td> <td rowspan="2">・ 一般形</td> <td rowspan="2">・ 鍵付き</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>・ 600角</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">床</td> <td>・ アルミニウム製目地</td> <td>・ 450角</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>・ ステンレス鋼製目地</td> <td>・ 600角</td> </tr> </tbody> </table>	形式	材質	寸法	形式	備考	天井	・ アルミニウム製	・ 450角	・ 一般形	・ 鍵付き	・	・ 600角	床	・ アルミニウム製目地	・ 450角			・ ステンレス鋼製目地	・ 600角																																					
形式	材質	寸法	形式	備考																																																					
天井	・ アルミニウム製	・ 450角	・ 一般形	・ 鍵付き																																																					
	・	・ 600角																																																							
床	・ アルミニウム製目地	・ 450角																																																							
	・ ステンレス鋼製目地	・ 600角																																																							
6 耐震改修工事 共通事項	1 (一般事項) 適用範囲	<p>工事内容 [8.1.1]</p> <ul style="list-style-type: none"> 現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事 鉄骨プレースの設置工事 柱補強工事 (溶接金網巻き工法又は溶接閉鎖フープ巻き工法) 柱補強工事 (鋼板巻き工法又は帯板巻き付け工法) 柱補強工事 (連続繊維補強工法) 耐震スリット新設工法 免震改修・制震改修工事 <p>工事種別 [8.1.1] [8.1.2]</p> <ul style="list-style-type: none"> 施工調査 (施工計画調査、施工数量調査、調査のための破壊部分の補修) 撤去工事 (設備機器配管及び仕上げの取り壊し、撤去 (下地の一部又は全てを含む)、構造体のはつり) 鉄筋工事 あと施工アンカー工事 コンクリート工事 鉄骨工事 グラウト工事 連続繊維補強工事 スリット新設工事 免震改修、制震改修工事 	<p>3 施工数量調査 (1.2.2) (1.2.4) (1.3.1)</p> <p>施工数量調査 [1.2.2] [1.2.4] [1.3.1] [1.5.2]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>記録事項等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 図示による</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>4 各工事</p> <p>各工事については、別紙による。</p> <p>5 圧縮強度試験</p> <p>公的機関でコンクリートの材齢28日圧縮強度試験を行う建築物・その部位等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建築物名</th> <th>部位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※ 躯体</td> <td>()</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 コンクリート貫通・はつり・穿孔</p> <p>(1) 貫通、はつり又は穿孔する箇所は、事前に金属探知機による鉄筋・埋設物(電線類・配管類)の調査を行うこと。</p> <p>(2) 金属探知機による調査で判断できなかった場合は、X線内部探査(撮影)等による調査について監督員と協議すること。</p> <p>(3) 金属探知機及びX線内部探査(撮影)等による調査が困難な場合は、休日等に関係設備を停止し不測の事態を想定した上での施工など、対応方法について監督員と協議の上、施設管理者に報告すること。</p>	項目	内容	記録事項等	・ 図示による						建築物名	部位	※ 躯体	()																																									
	項目	内容		記録事項等																																																					
	・ 図示による																																																								
	建築物名	部位																																																							
	※ 躯体	()																																																							
2																																																									
3																																																									
4																																																									
5																																																									
6																																																									

8 その他

1 揮発性有機化合物の室内濃度の測定
1)対象揮発性有機化合物(VOC)
2)測定室
3)測定方法

2 果産材・地域材の活用
1)木工事
2)木造工事
3)石工事
4)その他()工事

下記の室内揮発性有機化合物の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督員に報告する。

- ホルムアルデヒド
- アセトアルデヒド
- トルエン
- キシレン
- パラジクロロベンゼン
- スチレン
- エチルベンゼン

※簡易測定法による。

VOCの種類	測定方法
※ホルムアルデヒド	検知紙法・検知管法・定電位電解法・吸光度法・パッシブ型採取
※トルエン※キシレン※スチレン※エチルベンゼン	パッシブ型採取

※厚生労働省の標準的測定方法による。

VOCの種類	採取方法	測定方法
・ホルムアルデヒド	・DNPH誘導体化固相吸着/溶媒抽出	・高速液体クロマトグラフィー
・アセトアルデヒド	・固相吸着/溶媒抽出法	
・トルエン	・固相吸着/溶媒抽出法	
・キシレン	・固相吸着/溶媒抽出法	
・パラジクロロベンゼン	・容器採取法	
・スチレン		
・エチルベンゼン		

10 施工条件

1 工程関係
2 施工時期
3 施工順序
4 利用平行改修
5 他機関との協議
6 工事用地
7 公害対策
8 安全対策
9 その他

※調整無し
・別途工事との工程調整が必要有り
調整項目
・資材等の流用
・施工順序の調整
・仮設及び工事用道路等の調整
・仮設機械等の調整
・図示による
・その他()

※制限無し
・制限有り
・制限する工程名()
・施工時期(・土日祝日のみ・図示による・その他())
・施工時間(・夜間のみ・時～時まで・図示による)
・施工方法()

・有(・年 月 日・別紙のとおり)
・無
・有(・ : ~ : ・別紙のとおり)
・無

※施工順序の指定無し
・施工順序の指定有り
※図示による
・() → () → () → ()

※利用平行改修による制限無し
・利用平行改修による制限有り
※対象エリア等は図示による

協議が必要な機関名()
協議完了見込み時期()

・下記以外は図示等による。
(1) 工事車両の駐車場 (※構内・())
(2) 資材置き場 (※構内・())
(3) 建設発生土(埋戻し、盛り土用)の仮置場所 (※構内・())

・仮設ヤード ※無し ・有り (※図示による・())

※施工方法の制限無し
・施工方法の制限有り
・騒音 ・振動 ・水質 ・粉じん ・排出ガス ・その他()
・施工方法等
・指定工法名() ・別途協議による ・図示による

・事業損失防止に関する調査
・騒音測定 ・振動測定 ・水質調査 ・近隣家屋の事前・事後調査 ・地盤沈下測定
・その他()
・調査箇所
・図示による ・別途協議
・調査時期
・図示による ・別途協議

・近接公共施設等に対する制限
・近接公共施設名等 (・ 鉄道 ・ 電気 ・ ガス ・ 水道 ・ 電話 ・ その他())
・制限を受ける工種 ()

※敷地内は禁煙とし、喫煙場所は別途協議による。
※当該工事現場を使用した技術研修会等の開催に関する依頼を受けた場合はこれに協力するものとする。

10 施工条件

別表-1の記入上の注意:「※を基本とし、他の発注工種が適用する場合には・を○に変え、※を・に変えること。また、空欄を適用する場合には○を記入し、※を・に変えること。」

別表-1 設備工事との工事区分表

機器の基礎	電気関係	機械関係	工事内容			
			建築工事	電気設備工事	機械設備工事	その他
機器の基礎	配電盤・制御盤の基礎 屋内 屋外 屋上 自家発電機の基礎(アンカーボルトを除く) テレビアンテナ基礎(#) 避雷針の基礎(#)	※	※	※	※	※
			※	※	※	※
			※	※	※	※
			※	※	※	※
			※	※	※	※
	機 械 関 係 屋内設備(梁台、アンカーボルトを除く) 屋上設備(#) 屋外設備(#)	※	※	※	※	※
			※	※	※	※
			※	※	※	※
			※	※	※	※
			※	※	※	※
開 口 部	梁台、アンカーボルト 特記した基礎 梁、床、壁 貫通スリーブ 梁、床、壁 貫通型枠 軽重量鉄骨下地、壁、 天井ボード類の切込 埋込形分電盤、 端子盤等の型枠 上記開口部の補強 上記開口部の黒出し スリーブの穴埋め(型枠の穴埋めを含む) フリーアクセスフロア用配線器具	※	補強を要するもの	※	※	※
			補強を要しないもの	※	※	※
			補強を要するもの	※	※	※
			補強を要しないもの	※	※	※
			補強を要するもの	※	※	※
			補強を要しないもの(アクリルボックスは除く)	※	※	※
			補強を要するもの	※	※	※
			補強を要しないもの	※	※	※
			※	※	※	※
			※	※	※	※
電気配管配線	自動ドア及び電動シャッターなどの制御部と 操作スイッチ間の配管配線及び操作スイッチ 防火扉レリーズ 電極棒 配線ピット及びふた 機器などへの接続(1次側) 機器付属の制御盤以降の2次側の配線配管(接地共) 機器付属の制御盤への電源供給配管配線 自動制御盤と動力盤との電源供給の渡り配管配線 自動制御盤と動力盤との制御回路の渡り配管配線 天井吊り形FCU、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器 と付属操作スイッチの埋込ボックスと、その渡り配管(接地共) 天井吊り形FCU、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器 と付属操作スイッチと、その渡り配線 個別パッケージの室内機、室外機の渡り配線(接地共) 煙感知器から連動制御盤を経て防煙ダンパに至る配管配線 小機器用節水装置の制御盤以降の2次側の配管配線	※	※	※	※	※
			※	※	※	※
			※	※	※	※
			※	※	※	※
			※	※	※	※
			※	※	※	※
			※	※	※	※
			※	※	※	※
			※	※	※	※
			※	※	※	※
ガス漏れ検知器	電気錠及び通電金具 TENキー及び制御盤 エレベーター出入口三方弁(金属製) エレベーター出入口三方弁(石製) シャワーユニット、バスユニット、洗濯機パン ボード・Tバー 照明ライン設備プレート 空調ライン設備プレート	※	※	※	※	※
			※	※	※	※
			※	※	※	※
			※	※	※	※
			※	※	※	※
			※	※	※	※
			※	※	※	※
			※	※	※	※
			※	※	※	※
			※	※	※	※
消火器ボックス	自動制御設備関連のインバーター装置及び盤 自動制御設備関連のインバーター装置(別途、盤に組込む)	※	※	※	※	※
			※	※	※	※
			※	※	※	※
			※	※	※	※
			※	※	※	※
			※	※	※	※
			※	※	※	※
			※	※	※	※
			※	※	※	※
			※	※	※	※

<p>現場環境改善 → 快適トイレの設置</p>	<p>1 内容</p> <p>① 受注者は、現場環境改善の一環として、工事現場毎に設置するトイレのうち男女別1基ずつ以下の(1)～(11)の仕様をすべて満たす快適トイレを設置することとする。ただし、快適トイレの設置が困難な場合は監督員と協議する。(12)～(17)の仕様については、満たしていればより快適に出来ると思われる項目であり、必須ではない。</p> <p>【快適トイレに求める標準仕様(全項目必須)】 (1) 洋式(洋風)便座 (2) 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置含む) (3) 臭い逆流防止機能 (4) 容易に開かない施錠機能 (5) 照明設備 (6) 衣類掛け等のフック、又は荷物のおける棚(耐荷重を5kg以上とする)</p> <p>【付属品として備えるもの(全項目必須)】 (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 (8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫 (9) サニタリーボックス(女性用トイレに必ず設置) (10) 鏡と手洗器 (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品</p> <p>【推奨する仕様、付属品(任意)】 (12) 室内寸法900mm×900mm以上(面積A=0.81m²以上ではない。幅・奥行き各900mm以上) (13) 換気装置(機能を含む) (14) 着替え台 (15) 臭気対策機能の多重化 (16) 室内温度の調整が可能な設備 (17) 小物置き場等(トイレットペーパー予備置き場等)</p> <p>② 受注者は、快適トイレの設置にあたっては、①の内容を満たす参考見積書(標準仕様、付属品の内訳を明示したものを添付し、規格・基数等の詳細について監督員と協議の上決定し、快適トイレ仕様チェックシート及び資料等(カタログなど)を施工計画書提出に合わせ提出する。</p> <p>③ 現場事務所等の屋内に設けるトイレには適用しない。</p> <p>2 設置に要する費用 快適トイレに要する費用については、当初契約時は計上していない。月額の実費がわかる資料により、監督員と協議の上、51,000円/基・月を上限とし、設計変更の対象とする。ただし、運搬費・設置費等は対象外とし、従来品相当額(10,000円/基・月)は差し引くものとする。なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ合計2基までとする。</p>	<p>13 準備期間確保工事</p> <p>1 準備期間確保工事 準備期間確保工事における事務処理要領 この工事は準備期間確保工事であり、受注者は契約締結日から準備期間(〇〇日間)内に着工日を任意に設定できる。なお、契約の締結日までに別紙様式により、着工日(工事の始期)を通知すること。また、契約締結後に、受注者の準備が整った場合は、協議のうえ、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。</p> <p>2 フレックス工事 フレックス工事執行要領 この工事はフレックス工事であり、受注者は発注者が示した工期までの間で、工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約の締結日までに別紙様式により、工事の始期及び終期を通知すること。</p> <p>3 着工届の提出 着工届は、着工後速やかに提出すること。</p> <p>4 コリンズの登録 受注時の「コリンズ登録」は、着工後に監督員の確認を受け、着工後、速やかに登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>5 福島県元請・下請関係適正化指導要綱関係 施工体制台帳については、福島県元請・下請関係適正化指導要綱第 10 に基づき、提出すること。</p> <p>6 その他 ・ 準備期間内は、主任技術者又は監理技術者の配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、準備期間内に行う準備は受注者の責任により行うものとする。(準備期間確保工事) ・ 工事の始期までの着工前準備期間は、主任技術者又は監理技術者の配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、着工前準備期間内に行う準備は受注者の責任により行うものとする。(フレックス工事)</p> <p>14 再生資源利用(促進)計画</p> <p>1 再生資源利用計画書 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>2 再生資源利用促進計画書 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p>	<p>15 総合評価方式における技術提案書の確認</p> <p>1 内容 ※総合評価方式(標準型・簡易型)における技術提案書に記載された事項の実施状況の確認について 総合評価方式において、受注者が技術提案書に記載した事項の具体的な実施方法等を、施工計画書に「総合評価方式における技術提案事項の実施計画」として記載し、提出しなければならない。 なお、施工計画書に記載された「総合評価方式における技術提案事項の実施計画」については、実施状況について発注者の確認を受けなければならない。 確認の方法については、「土木工事共通仕様書 Ⅲ編 2.様式 第8号様式(確認書)」を用いることとし、監督員へ提出の上確認を受けることを原則とする。 また、技術提案事項の履行が確認できない場合は、工事成績評定において減点とする場合があるとともに、入札参加資格制限措置の対象となる場合がある。</p>																				
	<p>12 熱中症対策</p> <p>(1) 工期・工程等 ・ 猛暑による作業不能日数</p>	<p>本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。</p> <p>i) 作業不能日数：●日間</p> <p>ii) 上記 i) は、環境省が公表する東北地方●●※1(福島)地点における WBGT 値(気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数)過去5年分(令和●●年～●●年)について、本工事の工期に対応する期間(行政機関の休日に関する法律(昭和 63年法律第 91 号)に定める行政機関の休日及び夏季休暇(3日)を除く。)において、8時から17時の間にWBGT 値が31以上となった時間を算定し、日数に換算したものの5年分を平均したもの。</p> <p>iii) 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数(当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する東北地方●●(福島)地点における WBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉鎖した時間を算定し、日数に換算したものの(小数点以下 第一位を四捨五入する。))が i) の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。</p> <p>※1 下表の観測地点を記入(参考)</p> <table border="1" data-bbox="371 1186 801 1333"> <thead> <tr> <th>建設事務所管内</th> <th>観測地点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県北</td> <td>茂庭, 栗川, 福島, 鷲倉, 二本松</td> </tr> <tr> <td>県中</td> <td>船引, 郡山, 湯本, 小野新町, 石川</td> </tr> <tr> <td>県南</td> <td>白河, 東白川</td> </tr> <tr> <td>会津若松</td> <td>金山, 若松</td> </tr> <tr> <td>喜多方</td> <td>松原, 喜多方, 西会津, 猪苗代</td> </tr> <tr> <td>南会津</td> <td>只見, 南郷, 田島, 松枝枝</td> </tr> <tr> <td>相双</td> <td>相馬, 飯館, 浪江, 川内, 広野</td> </tr> <tr> <td>いわき</td> <td>山田, 小名浜</td> </tr> </tbody> </table>	建設事務所管内	観測地点	県北	茂庭, 栗川, 福島, 鷲倉, 二本松	県中	船引, 郡山, 湯本, 小野新町, 石川	県南	白河, 東白川	会津若松	金山, 若松	喜多方	松原, 喜多方, 西会津, 猪苗代	南会津	只見, 南郷, 田島, 松枝枝	相双	相馬, 飯館, 浪江, 川内, 広野	いわき	山田, 小名浜			
建設事務所管内	観測地点																						
県北	茂庭, 栗川, 福島, 鷲倉, 二本松																						
県中	船引, 郡山, 湯本, 小野新町, 石川																						
県南	白河, 東白川																						
会津若松	金山, 若松																						
喜多方	松原, 喜多方, 西会津, 猪苗代																						
南会津	只見, 南郷, 田島, 松枝枝																						
相双	相馬, 飯館, 浪江, 川内, 広野																						
いわき	山田, 小名浜																						